

大和市告示第53号

大和市住宅支援給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅支援給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅支援給付事業実施要綱（平成24年大和市告示第192号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成26年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。